

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月22日	
鳥取県知事様	
提出者	
住所 鳥取県米子市吉谷 217 番地	
氏名 株式会社ミテック	
代表取締役 青木 衆治	
電話番号 0859-26-5200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社ミテック
事業場の所在地	鳥取県米子市吉谷 217 番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	前営業期の完成工事高 617,911,701 円
③従業員数	34 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	アスファルト殻、コンクリート殻等、工事から出る廃棄物はすべて、マニフェストによる適正処理、最終処分の確認を実施している。再生利用可能なものは再生利用業者に委託する事になっている。

（日本産業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項								
	(管理体制図) 別紙のとおり							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	排出量	94.98t	16.58t	17.86t	50.44t	839.96t	0.18t	3.87t
	(これまでに実施した取組)							
	特になし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	排出量	75.0t	13.0t	14.0t	40.0t	671.0t	0.1t	3.0t
	(今後実施する予定の取組)							
	特になし 廃棄物量は受注工事の内容により年毎異なるので、適正管理、適正処理を基本としている。							
産業廃棄物の分別に関する事項								
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事で出た廃棄物は分別して出しているが、本社のコンテナが混合物で処分している。							
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き工事で出た産廃は分別して処分する。本社の混合物を分別し、混合物の排出量を減らしていく。							

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	（これまでに実施した取組） なし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	（今後実施する予定の取組） なし							

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	(これまでに実施した取組) なし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	(今後実施する予定の取組) なし							

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	木くず [※]	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	（これまでに実施した取組） なし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	木くず [※]	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	（今後実施する予定の取組） なし							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	全処理委託量	94.98t	16.58t	17.86t	50.44t	839.96t	0.18t	3.87t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	0.0t	15.70t	0.0t	0.0t	0.0t	3.87t
	再生利用業者への処理委託量	94.98t	16.58t	2.16t	50.44t	839.96t	0.18t	0.0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	（これまでに実施した取組）							
	・再生利用可能なものは、再生利用業者へ委託している。 ・マニフェストによる最終処分を確認し、適正処理の把握をしている							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
②計画	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	木くず	建設汚泥	混合他	コン殻	アス殻	廃油	廃プラ
	全処理委託量	75.0t	13.0t	14.0t	40.0t	671.0t	0.1t	3.0t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	再生利用業者への処理委託量	75.0t	13.0t	14.0t	40.0t	671.0t	0.1t	3.0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き今後も適正な廃棄物の処理を徹底する。 処分量は受注工事と工事内容により変動するが、余分な廃棄物を出さない様、徹底して取り組む。							
※事務処理欄								

(第6面)

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

統括責任者		代表取締役 青木 衆治
廃棄物担当		各作業所担当 主任技術者
役割	事業部	・ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進 計画的な廃棄物の管理運営上の必要事項の検討 ・ マニフェスト票の管理、保管
	主任技術者	・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物マニフェストの交付、管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員、関連企業に対する教育、啓発 ・ その他関係する事項

廃棄物管理組織

